

モラロジー道徳教育財団への寄附金の損金算入 【法人】

企業・会社等、法人が支出した寄附金については、その法人の資本金等の額、所得の金額に応じた一定の限度額までが損金に算入できます。

1. 特定公益増進法人（モラロジー道徳教育財団）に対する寄附金

特定公益増進法人（公益財団法人）に対する寄附金は、次のいずれか少ない金額が損金に算入されます。

(1) 特定公益増進法人に対する寄附金の合計額

(2) 特別損金算入限度額

$$\left[\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{3.75}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{6.25}{100} \right] \times \frac{1}{2}$$

注：特定公益増進法人に対する寄附金のうち損金に算入されなかった金額は、一般の寄附金の額に含めることができます。

2. 一般の寄附金の損金算入限度額

$$\left[\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{2.5}{100} \right] \times \frac{1}{4}$$

計算例 資本金等の額 1,000 万円、所得の金額 1,500 万円、
1 年決算法人の場合の損金算入 限度額

$$\left[1,000 \text{ 万円} \times \frac{12}{12} \times \frac{3.75}{1,000} + 1,500 \text{ 万円} \times \frac{6.25}{100} \right] \times \frac{1}{2} = [487,500 \text{ 円}]$$

合計 584,453 円

$$\left[1,000 \text{ 万円} \times \frac{12}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + (1,500 \text{ 万円} - 487,500) \times \frac{2.5}{100} \right] \times \frac{1}{4} = [96,953 \text{ 円}]$$

参考：https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/04_3.htm

国税庁 〒100-8978 東京都千代田区霞が関 3-1-1